

議長	事務局長	次長	係長	係員
	 長根	 野瀬	-	

復命書

令和4年11月30日

三沢市議会議長 堀 光雄 殿

議会改革推進会議

委員長	田嶋孝安	 印
副委員長	久保田隆二	 印
委員	船見昌功	 印
委員	小比類巻孝幸	 印
委員	瀬崎雅弘	 印
委員	堤喜一郎	 印
委員	森三郎	 印
議長	堀光雄	 印

随行者（議会事務局）

議事総務係長	白銀壯太郎	 印
主査	中嶋泰史	 印

令和4年11月7日から11月9日まで、大阪府堺市及び豊中市において、当委員会の行政視察を実施したので、その概要について下記のとおり復命いたします。

記

視察概要－1【大阪府堺市】

1 日 時：令和4年11月8日（火）9時30分～11時00分

2 場 所：堺市役所 本館10階 議会運営委員会室

3 対応者：堺市議会事務局 総務課 若林課長・田畠主査
議事課 高橋課長・菊谷主査

4 視察項目：(1) 委員間討議について
(2) 議会BCPについて

5 視察概要：

(1) 委員間討議について

○概要

委員間討議を求める場合、委員会開催日の2日前までに具体的な論点を示して委員長に申し出を行い、市長提出案件については申し出があれば、議員提出議案等については委員の過半数の合意が得られれば、委員間討議を行う。討議時間は一議題につき、30分以内となっている。委員会を、執行部に対する質問と答弁の場にするのではなく、住民の代表である議員が多角的、複眼的な視点で自由に討議を行い、民意を反映させていくことが期待される。

(2) 議会BCPについて

○概要

議会BCP（業務継続計画＝Business Continuity Plan）とは、大規模災害等が発生した場合においても、議会の機能を維持し、市の災害対応に必要な協力、支援を行うために、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めるものである。議会BCPの策定により、災害発生時にも議案の審議等や地域の被災情報を執行機関に伝達できることなどが期待される。

6 各委員からの質疑：

瀬崎委員Q：委員間討議の申し出は2日前に提出し、市長提出議案については委員の過半数の合意がなくてもでき、議員提出議案、請願、所管事務は委員に諮って過半数の合意が得られれば委員間討議を行うということでよいか。

A：市長提出議案については申し出があれば委員間討議ができるが、議員提出議案、請願、所管事務に関しては採決を諮る。委員間討議する場合は事前に申し出をする場合が多く、事前に話し合いが終わっていて、全会一致でやろうということであれば簡易採決で、誰か一人でも反対がある場合は起立採決で諮っている。

Q：ビデオを見たところ、質問者は必ず会派の意見として述べているが、それはつまり、その議案に対して各会派で統一して意見をまとめるという会が開かれているということか。

A：会派に関してはそこまで把握はしていない。ただ、会派で事前に考

え方、特に決算・予算に関しては会議をしているだろうし、常任委員会に関してもやっているとは思うが、会派の中でどういった調整をしているのかということに関しては把握していない。

小比類巻委員Q：委員会のほうでは討議をし、新しい問題が出た場合には継続審議ができるとは思うが、予算・決算はその場で採決までしてしまうということで、財政の健全化等といったものに対して議会の意見として改善案を市長や執行部に提案したいというような雰囲気になることはあるのか。

A：その場で付帯決議を上げよう、修正案を上げようとなるかということだと思うが、修正案にしても決算の場合は議会だけでできる話ではなく、財政も巻き込む必要がある。修正案についていきなり合意は難しいだろうし、付帯決議に関する調整が必要なため、ただ委員間討議の前に、事前にいつ付帯決議や修正案を上げるという話はあり、そもそも修正案であれば討議の前に修正案が上がっているため、もうほとんど修正案に関してはないが、全てにおいて事前に上がってくる。

Q：財政健全化についてであれば、議会のほうで先に修正案を出したうえでの討議になるということか。

A：決算の場合、修正案はないが、以前予算の時は修正案が上がったうえで委員間討議を行った。

久保田委員Q：当市でも先日防災訓練を行い、その際、情報伝達手段の訓練を行ったが、対応マニュアルの4ページの中で6番、災害時の連絡方法とあり、5ページに専用のチャットシステムを使って安否確認の連絡をするというものがあるが、具体的に何のツールを使っているのか教えていただきたい。

A：元々はメールを基本としていたが、昨年度、議会もＩＣＴ化に伴ってチャットシステムを導入し、議員と議会事務局職員間も双方向でやりとりできるシステムだが、災害発生の時にこのチャットシステムを基本として連絡することになっている。

Q：マニュアルの6ページの地域で収集した被災情報の議会事務局への提出方法の中で、チャットシステムによって情報等報告書というものを上げることとなっているが、既に議員がタブレットやスマートフォンを持っていて、スマートフォンで撮ったものをチャットシステムやクラウドシステムに上げるということを想定しているものか。

A：このチャットシステムは、基本的には各議員のスマートフォンなどといった端末に入れられていて、事務局からの通知も来るし、議員からも事務局のほうに報告できるというものである。あとは各種資料を掲載するクラウドシステムというものを導入し、そちらに報告

様式を掲載したり、それに記載したものをチャットシステムで報告したりすることもできる。

田嶋委員長Q：今の話に関して、個人のスマートフォンなりで運用されているということか。

A：個人のスマートフォンにチャットシステムあるいはクラウドシステム等アプリを入れており、それを使ってやりとりをしている。以前は議員にも公用のパソコンが配付されていたが、基本的に市役所の中で使うものため、クラウドにつながらないということもあり、自身のスマートフォンやタブレット端末などを使っている。

Q：議員の場合は任期もあるため貸しているという形になるのか。

A：それぞれのアカウントで管理しているため、もし改選があった場合には変更という形になってくる。

7 観察の様子と議場での集合写真（堺市役所）：



視察概要－2【大阪府豊中市】

1 日 時：令和4年11月8日（火）13時30分～15時00分

2 場 所：豊中市役所議会棟 1階 第2会議室

3 対応者：豊中市議会事務局 総務課 吉岡課長・川崎補佐
議事課 河野課長・藤田氏

4 視察項目：(1) オンラインによる委員会運営について
(2) 政務活動費について

5 視察概要：

(1) オンラインによる委員会運営について

○概要

コロナ禍における議会BCPの一環として導入し、オンライン委員会の開催要件としては、現在は新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点に限定、委員がオンライン出席できる要件としては、本人が濃厚接触者となった場合、本人が感染の疑いがあるなどでPCR検査を受け、結果判明まで自宅待機する場合、同居家族が体調不良などでPCR検査を受け、結果判明まで自宅待機する場合としているとのことであった。

(2) 政務活動費について

○概要

各半期の最初の月に、当該半期の分を各会派に交付するものであり、交付額は会派の所属議員数に月額70,000円を乗じた額とするものであった。収支報告として、会計帳簿や領収書を議会事務局に提出する必要があり、提出された領収書はすべてPDF化され、ホームページに公開しているとのことであった。

6 各委員からの質疑：

久保田委員Q：参考資料4ページにある第7条の秩序保持に関する措置の中で、オンライン出席委員が条例第22条第2項に規定する状況にあるときとの記載があるがこれはどういった状況のことか。

A：委員会条例の第22条が秩序の保持に関する措置の規定になっており、地方自治法、会議規則、条例に違反するものがあったら委員長は制止、発言を取り消せることができるとなっている。その2項が委員長の命令に従わないときは発言の禁止、又は退場させることができるとあるため、オンラインとはいえないその状況に該当する場合は接続を切って退場扱いにするという規定である。

瀬崎委員Q：参考資料のオンライン委員会を開催する場合の留意点についての中点の3つめ、自由な意思表明の確保（リモート参加する場所には委員以外の者を入れない等）とあるが、これはオンラインで参加する方は周りに誰も入れないということだと思うが、それはどうやって確認するのか。本人の申し出を信用するということなのか。

A : パワーポイントの資料の 10 ページにある第 6 条第 1 項第 3 号になるが、確認としては画面に映り込まないように声がしないようにとするしかなく、難しいところである。カメラを振って誰もいないことを確認することまでしておらず、本人に任せている状況である。要綱を見ていただくと、6 月に定めて 9 月に改正をしているが、規定を緩めて、努めることとして努力義務的な記載している。元々、当該委員以外の者を入れないことといった記載だったが、住まいの状況によってはどうしても人が入ってしまうこともあります、あまり厳しくしないでほしいとの意見があったため、9 月の改正の段階で努めることという記載に緩和した。

Q : 表決のときに退室したいときは、その場所からいなくなることで退室と判断するのか。

A : その通り、接続を切るか画面から消えるかになると思う。

小比類巻委員 Q : オンライン委員会を施行するに当たっての準備段階での話だが、庁舎自体のネットワーク環境というのはいつごろからどれくらいの規模で整備していったのか。議会だけに限ったシステムであればそういうシステム、タブレットは令和 3 年 2 月ということでそれに合わせて進めたのか、それよりも前にネットワーク化が省庁によって進められたのか。

A : 事務局が使うものも含めて職員の端末はだいぶ前からインターネットにつながる環境になっていて、議員方にもインターネットに接続できるタイプのタブレットを導入しており、月 20 GB までは通信できるものとなっている。それに関連して議場に Wi-Fi の設備を入れることとセルラーモデルにすることとを比較したところ、議場の Wi-Fi を整えることにお金がかかるということがあり、セルラーモデルにしたという経緯がある。Web 会議システムは令和 2 年コロナ以前にも庁内にあったかもしれないが、令和 2 年のコロナ禍を契機に各大きな会議室にワンセットを配備するぐらい整備が進んだところである。

Q : 2 月のタブレット端末の導入を契機としてネットワーク環境を構築したということか。

A : それ以前に庁内的には整備されていたと思う。

船見委員 Q : 領収書等をホームページ上で公開している、PDF で閲覧できるようになっているということだが、その作業は事務局の方が担当しているのか。

A : 事務局がすべて手作業でしている。提出は支出命令書も領収書もすべて紙ベースのため、それをすべて PDF 化してつなげて公開している。

Q：政務活動費の使い方が上手な人、長けている人がいると思うが、どのように使っているか伺いたい。

A：会派によって、いわゆる事務補助の方を雇用している会派も3会派ほどある。そういった方にしっかりとお願ひしながら、事務用品や会派に必要なものをうまく使っている会派もあるし、豊中の場合だとガソリン代や公用の携帯電話についても上限額はあるが認めている。私用か公用か線引きが曖昧なものは難しいが、表に出ている電話番号の携帯電話代は公にしているということで市民からも電話が掛かってきたり、理事者から掛けたりすることもあるため、上限額を設けて支出を認めているというところもあるということでお手く使っている会派もある。

Q：事務補助の方を雇用している会派が3会派あるということだが、それは役所内の会派の控室にいる方であって、自分の事務所の借上ではないということでおろしいか。

A：そのとおり。

瀬崎委員 Q：タブレットの通信費は政務活動費には含まれないものになるか。

A：すべて公費になる。

Q：政務活動費運用手引きの22ページに支出科目の内訳基準表があり、⑧事務費とあるが、これらは控室の物として買ったものが対象になるということか。

A：そのとおり。

Q：NHKは庁舎として契約していると思うがそれはどうなるのか。

A：それは別のものとなる。議会棟は独立しており、Wi-Fiが引かれていない。そのため、会派で引くのであればそれに政務活動費を使うのは構わない。ケーブルテレビもNHKもテレビを置くのも自由である。

Q：一度付けたら購入費は無くなって通信料だけ発生するということか。

A：おっしゃるとおり、設置するときには設置料等かかるが、それ以降は受信料など通信料のみになる。

Q：携帯電話の借用だとか、個人の電話の購入に使うということでおろしいか。どの部分が公用か難しいと思う。上限が決められているということであったが、ここでしか使わないというような携帯電話を設置するということなのか。

A：上限額を決めて、議員個々人の携帯電話の一部に充当させていただいているという考え方になる。当然私用が含まれるという前提がありつつ、公用もあるので上限額を定めて一定額認めているということである。

Q：通信料のみか。

A：通信料のみで割賦代金は含まれない。

Q：上限額はいくらか。

A：5,000円。

Q：パソコンの通信料はどれに該当するか。

A：プロバイダ料が該当する。

小比類巻委員 Q：使途を時代に合わせて変えていってほしいという議員の要望があると思うが、豊中市さんは使途の内容を変更する場合にどういう組織で審議して了承して予算化していくのかについて教えていただきたい。

A：2つあり、1つは幹事長会と、もう1つは議会改革検討委員会という2つの組織がある、本来は議会改革検討委員会の中で政務活動費の使途の拡充を提案してもらうが、最近だと昨年、コロナに関係して控室の中にもパーテーションを置きたいという要望であったりアルコール消毒を置きたいという要望であったり、感染症対策経費も政務活動費で認めてほしいとの要望があった。それは議会改革が始まる前だったため、本来は議会改革で議論する内容だと思うが、幹事長会のほうで、ある会派から提案されて、議員方で議論後、持ち帰って各会派で検討していただいて変更されたという流れがある。議会改革も年がら年中やっているわけではないため、そのタイミングによって、急を要するということで、幹事長会で決を諮らせていただいたということもあった。

7 観察の様子と議場での集合写真（豊中市役所）：



